お知らせ

あなたのお仕事には、「杉並区公契約条例」が適用されます。

この条例に基づき、杉並区が定める賃金の下限額が定められています。

(条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。) ご自身の賃金が下記の労働報酬下限額より低いと思う場合、杉並区又 は受注者等に申出ることができます。

適用される労働者の範囲

・ 受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する者 (下請業者・再委託先の労働者、一人親方も含む)

労働報酬下限額

<建築工事の場合>

公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額 見習い、手元等は1時間当たり1,470円

<業務委託及び指定管理協定の場合>

1時間当たり1,138円

<申出をする場合の連絡先>

○ 杉並区 (総務部経理課契約係)

電話:03-5307-0350

○ 受注者(元請業者、雇用主)

電話: - -

- ※ 申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ※ 下請業者や再委託先の労働者において、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回り、 是正されない場合、受注者(元請)が連帯して賃金を支払うことが定められています。

公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額					
職種		1時間当たり	職種		1時間当たり
1	特殊作業員	3,004 円	27	普通船員	2,982 円
2	普通作業員	2,689 円	28	潜水員	5,097円
3	軽作業員	1,890円	29	潜水連絡員	3,702 円
4	造園工	2,678 円	30	潜水送気員	3,600 円
5	法面工	3,409 円	31	山林砂防工	3, 263 円
6	とびエ	3,364 円	32	軌道工	5,862 円
7	石工	3,330 円	33	型わく工	3,094 円
8	ブロックエ	3, 105 円	34	大工	3, 105 円
9	電工	3,240 円	35	左官	3,319円
10	鉄筋工	3, 263 円	36	配管工	2,892 円
11	鉄骨工	2,982 円	37	はつり工	3,072 円
12	塗装工	3,522 円	38	防水工	3,690 円
13	溶接工	3,645 円	39	板金工	3,454 円
14	運転手(特殊)	3, 117 円	40	タイルエ	2,861 円
15	運転手 (一般)	2,520 円	41	サッシエ	3, 263 円
16	潜かん工	3,612 円	42	屋根ふき工	2,078 円
17	潜かん世話役	4, 489 円	43	内装工	3, 353 円
18	さく岩工	3,825 円	44	ガラスエ	3, 229 円
19	トンネル特殊工	3,488 円	45	建具工	3,042 円
20	トンネル作業員	3,027 円	46	ダクトエ	2,914 円
21	トンネル世話役	4,107円	47	保温工	2,824 円
22	橋りょう特殊工	3,544 円	48	建築ブロック工	2,951 円
23	橋りょう塗装工	3,522 円	49	設備機械工	2,858円
24	橋りょう世話役	4, 152 円	50	交通誘導員A	2,014 円
25	土木一般世話役	3, 252 円	51	交通誘導員B	1,744円
26	高級船員	3,758 円			